

令和8年度第3回会津若松市地域公共交通会議
(書 面 開 催)

議 事

- (1) 報告第7号 会長の選任について
- (2) 報告第8号 会津若松市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査
の結果について
- (3) 議案第6号 みなとバスに係る自家用有償旅客運送の更新の登録について
- (4) 議案第7号 中央病院・居合団地線の系統変更について

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和8年3月23日～令和10年3月22日)

委 員					
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	福島交通株式会社 会津支社	支社長	佐藤 俊材	
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 靖弘	
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿	
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭	
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社福島県事業本部	事業推進部 副長	西本 大地	
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	取締役	小林 泰樹郎	
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	津田 三雄	監事
10	住民（又は利用者）の代表	国際ソロプチミスト会津	プログラム委員長	武田 淳子	
11	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
12	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	松山 智	
13	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章	
14	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー 労働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東	
15	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼 県民生活課長	菅家 昭平	
16	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	丹野 正人	
17	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	安西 喜紀	
18	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事
19	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹	
20	自家用有償旅客運送を 行っている特定非営利活動 法人等の団体に所属する 者のうちその代表者が 指名する者	特定非営利活動 法人みんなと湊 まちづくり ネットワーク	事務局次長	鈴木しるく	
21	会津若松市副市長	会津若松市	副市長	菅井 隆雄	会長
22	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	渡部 孝	会長 代理

<オブザーバー>

(関係市町村) 喜多方市地域振興課、会津美里町政策財政課、会津坂下町政策財務課、湯川村総務課

(一般乗合事業者) 会津乗合自動車株式会社 輸送管理課、合資会社 広田タクシー

(市関係課) 河東支所、北会津支所

<事務局> 会津若松市企画政策部企画調整課

会長の就任について

会津若松市地域公共交通会議の会長について、市地域公共交通会議設置要綱5条第2項の規定に基づき、令和8年7月1日付で下記委員が会長に就任しましたので、報告いたします。

記

役 職	要綱第4条各号 の該当号	職 名	氏 名 (敬称略)	備 考
会 長	14号 (会津若松市副市長)	会津若松市副市長	菅井 隆雄	要綱の定めによる (要綱第5条第2 項) ※令和8年7月1 日付で副市長就 任

(任期：令和8年7月1日～令和10年3月22日)

プロポーザルによる受託候補者選考結果の報告について

以下の業務について、プロポーザルにより下記業者を受託候補者として選定しましたので、報告いたします。

今後につきましては、受託候補者と契約を締結後、選考結果表を市ホームページで公表する予定です。

1 対象業務

業 務 名	会津若松市地域公共交通計画策定調査業務 委託		
受託候補者	株式会社ケー・シー・エス東北支社	提 案 価 格	10,369,150 円

2 提案等の審査結果

審 査 日	提案書審査	令和8年 8月10日	ヒアリング審査	令和8年 8月10日
選考委員名	(五十音順、敬称略) (委員長) 吉田 樹 (福島大学経済経営学類教授 兼 前橋工科大学学術研究院特任教授) (委員) 吉田 修 (会津交通(株) 取締役総務部長) 渡部 美次 (会津若松市区長会 副会長) 渡部 孝 (会津若松市 企画政策部長) 【欠席】津田 弘幸 (福島交通(株)会津支社 副支社長)			
審 査 方 法	選考委員5名中4名が出席し、提案者3社からのプレゼンテーション(提案説明)及びヒアリング(質疑応答)により提案内容を確認した後、審査基準に基づいて各委員が個別に評価を行った。 選考委員4名の平均点が60点以上であることから、審査基準を満たすものとし、参加者を受託候補者として選定した。			

3 選考結果

参加者名	評価点					最高点採点者数又は合計点
	1:業務の実施方針及び実施体制 (15点×4)	2:技術者の資格及び類似業務の実績 (10点×4)	3:企画提案内容 (50点×4)	4:工程管理 (20点×4)	5:コストの考え方(見積価格) (5点×4)	
A社(株式会社ケー・シー・エス東北支社)	49	31	142	60	17	299/400
B社	46	24	124	52	19	265/400
C社	42	28	130	56	17	273/400

※ 各参加者は受付順に記載しています。評価点は、審査項目ごとの審査委員の合計点です。

みなとバスに係る自家用有償旅客運送の更新の登録について

湊地域内交通「みなとバス」は、令和5年10月より道路運送法第78条第2号における自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録を受け運行しています。本登録有効期間が令和8年9月30日に終了することを受け、同法第79条の6の規定に基づき有効期間の更新申請を行うため、以下のとおり提案するものです。

記

1. 交通空白地有償運送の必要性

湊地区は「河東・湊線」が運行しているものの、各集落からバス停までの距離が遠く、また買い物等の用足しを行うにも目的施設が点在していることから、免許を返納された方や車を持たない方にとって、「みなとバス」は重要な移動手段となっている。

また、湊地区は交通事業者による輸送サービスの提供が困難であると認識されており、地域が主体となり、地域内の移動を支えていく必要がある。

以上の事由により、今後も地域の移動手段を確保するため、交通空白地有償運送を継続していく必要がある。

2. 運行概要

（1）事業主体

特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク

（2）運送の区域

湊地区、一部河東地区

※自宅等⇄地域内目的地・乗継乗降場所

※詳細については6，7ページを参照

（3）運行日及び運行時間帯

週4日（月・火・水・金）、8：00～17：00

※路線バス接続便、地域内用足し便は週4日運行、地域外直通便は金曜日のみ運行

※運休日：祝日、年末年始

※予約は前日の13時まで

（4）料金（18歳以下は半額）

1日定期券 ：300円

地域外直通便片道 ：900円

1カ月定期券 ：1,000円

半年定期券 ：5,000円

年間定期券 ：8,000円

湊地区地域内交通「みなとバス」(R8年4月変更)

要予約

運行日

【路線バス接続便】【地域内用足し便】月・火・水・金は、全ての集落を対象に運行いたします
 【地域外直通便】金は、地区外の河東町のエリア外乗降場所に運行いたします
 ・祝日、年末年始は運休となります(詳細はご確認ください)

ご利用料金

【路線バス接続便】【地域内用足し便】1日券300円(1日何度でもバスを利用できる券です)
 ・定期券 1ヵ月 1,000円 半年 5,000円 年間 8,000円
 【地域外直通便】片道900円(湊地域内は別途1日券300円がかかります。)
 ※18歳以下は半額運賃となります。
 ※チケットはバス車内及びNPO事務局で購入できますが、バス車内にて現金での精算も可能です。

ご利用方法

・目的に合わせ、【路線バス接続便】、【地域内用足し便】、【地域外直通便】をご利用ください
 ・前日の13時まで、電話にてご予約ください
 ・ご利用の際、運転手にバス運賃をお支払いください

【路線バス接続便】～中心市街地の病院やスーパーなどに行きたい方

・路線バス「河東・湊線」や中央病院バスへ乗り継ぐための送迎用の便となります。
 ・北側にお住まいの方は「強清水」、南側にお住まいの方は「湊学園前」までの送迎を基本とします。
 ・の便から、ご利用したい行きの便、帰りの便を選んで、ご予約ください。

行き 3 便		帰り 4 便	
 ご自宅⇒バス停	出発時刻の前(20～30分前)までに、「みなとバス」でのご自宅までお迎えに伺い、路線バスのバス停までお送りします。	【竹田病院前】11:34 発 13:04 発 14:19 発 15:14 発 【中央病院前】11:53 発 13:23 発 14:38 発 15:33 発 【リオン・ール河東】12:15 発 13:45 発 15:00 発 15:55 発 ↓ ↓ ↓ ↓ 【湊学園前】7:55 発 9:00 発 10:20 発 【強清水】8:04 発 9:09 発 10:29 発 ※午後の便をご利用の方は受付までご相談ください ↓ ↓ ↓ 【リオン・ール河東】8:24 着、9:29 着、10:49 着 【中央病院前】8:45 着、9:50 着、11:10 着 【竹田病院前】9:04 着、10:09 着、11:29 着	
		【強清水】12:37 着 14:07 着 15:22 着 16:17 着 【湊学園前】12:49 着 14:19 着 15:34 着 16:29 着 路線バスの到着時刻にあわせ、バス停前で「みなとバス」でお待ちし、ご自宅までお送りします。  バス停⇒ご自宅	

【地域内用足し便】～公民館、集落センター、農協、セブンイレブン、郵便局、湊内の各集落

・各集落への移動にご利用する場合には、
必ず前日までに、ご予約・ご相談ください
 ※予約の状況により、希望通りの運行ができないことがありますのでご了承ください

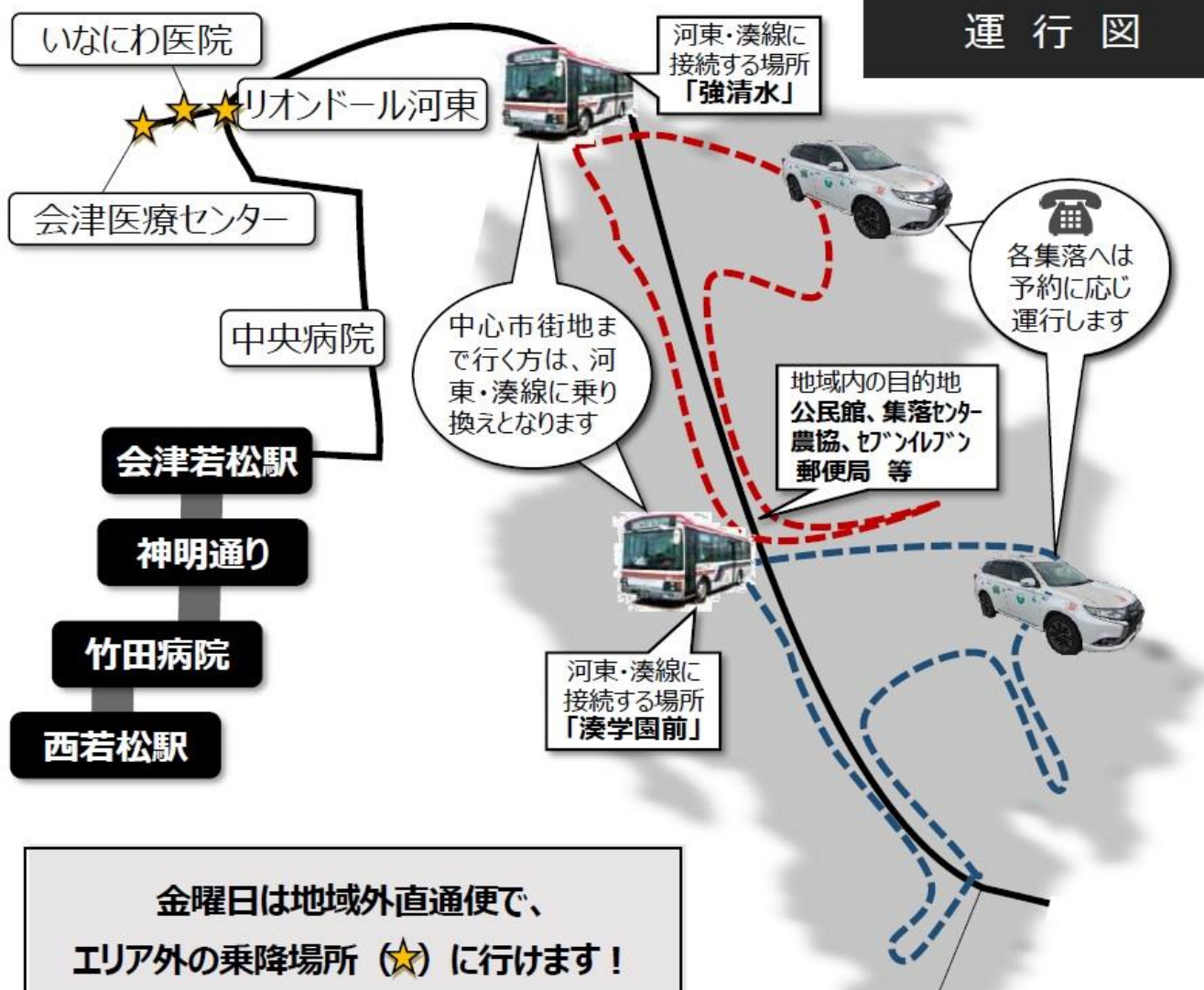
行き	帰り	目的地
 ご自宅⇄目的地		公民館、集落センター、農協、セブンイレブン、郵便局 湊地区内各集落への移動
9:30～16:00 ※午後も対応いたします		

【地域外直通便】～河東地区のリオン・ール、いなにわ医院、会津医療センター

・金曜だけ、リオン・ール河東店、いなにわ医院、会津医療センターへの直通便(午前便、午後便)

午前便	午後便
 ご自宅⇄目的地 ご自宅⇒目的地 目的地⇒ご自宅 到着時間の20～40分前までに、「みなとバス」でのご自宅までお迎えに伺い、目的地にお送りします。午前便、午後便のダイヤに合えば、目的地からご自宅までお送りします。ご自宅から目的地まで、目的地から自宅までの利用もできます。	
自宅⇒【リオン・ール河東】10:00 着 【いなにわ医院】10:03 着 【医療センター】10:05 着 【リオン・ール河東】10:10 着、11:00 発⇒自宅	自宅⇒【リオン・ール河東】13:00 着 【いなにわ医院】13:03 着 【医療センター】13:05 着 【リオン・ール河東】13:10 着、14:00 発⇒自宅

運行図



金曜日は地域外直通便で、
エリア外の乗降場所 (★) に行けます！

- ・お買い物 (リオンドール河東店) や通院 (いなにわ医院、会津医療センター) の移動が便利になりました。
- ・午前1便、午後1便の2便運行です。
- ・地域外直通便と路線バスを組み合わせても便利！

河東・湊線

湊、八田、広田駅、医療センター、中央病院、山見町、会津若松駅、神明通り、竹田病院 等
※自由乗降可能な区間
：強清水～高坂間
(自由乗降とは、バス停以外でも自由に乗り降りできる区間です)

ご予約・ご相談・お問い合わせは 事務局 まで

受付時間：月～金 9:00～13:00 (祝日、年末年始はお休み)

080-6011-3710

お気軽にお電話ください！

特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク

東北運輸局 福島運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 会津若松市地域公共交通会議
(対象市町村) 会津若松市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和8年8月●日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク
福島県会津若松市湊町大字共和字西田面 272
理事長 小檜山 昭一

5. 調った協議の内容

- (1) 路線又は運送の区域

湊地区、一部河東地区（強清水バス停、リオンドール河東店、会津医療センター、いなにわ医院）

- (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

種類	対価の額
1 日 券	300 円（5 枚綴り 1,500 円）
1 ヶ月定期券	1,000 円
半年定期券	5,000 円
年間定期券	8,000 円

※地域外直通便片道 900 円（+湊地区内の移動は別途 1 日券 300 円が必要）

※18 歳以下は半額。

- (3) 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、観光客、その他当該地域を来訪する者

6. その他特記事項

令和8年8月●日

会津若松市地域公共交通会議 会長 菅井 隆雄

(参考)

道路運送法（抜粋）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（有効期間の更新の登録）

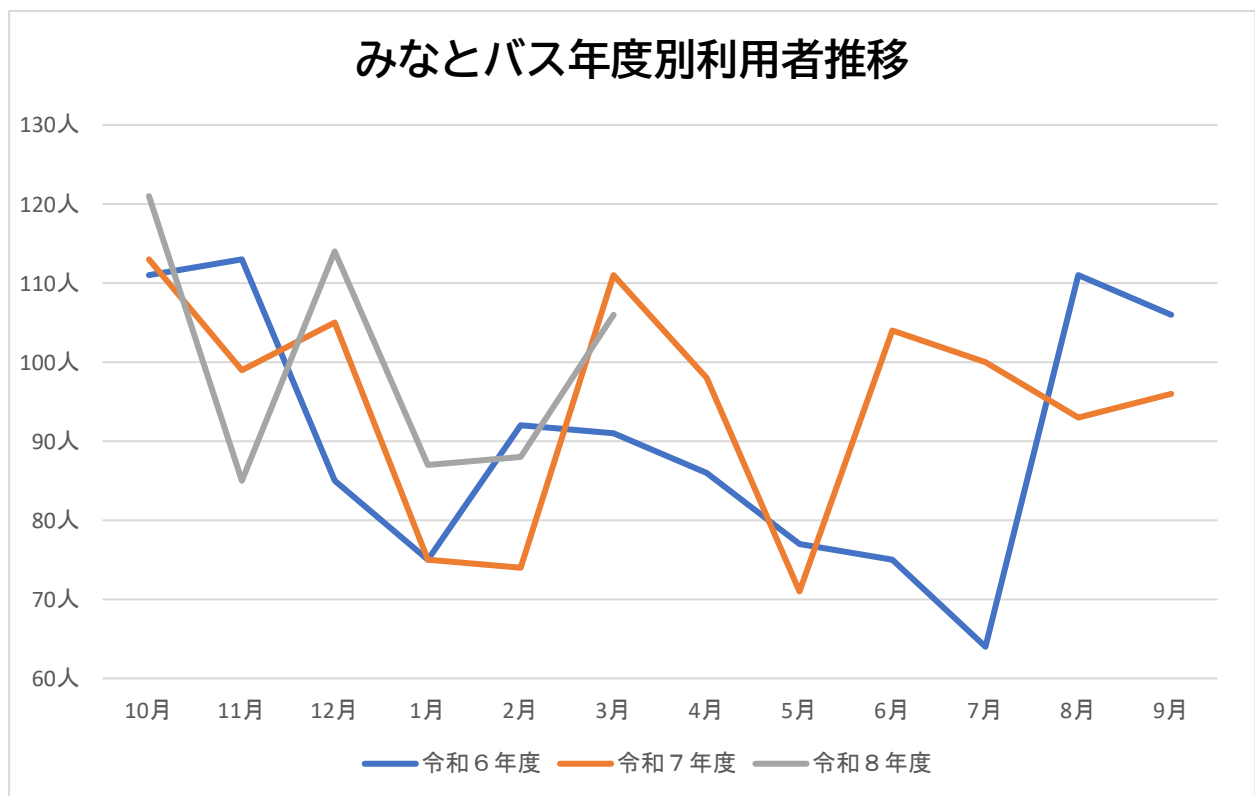
第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

湊地域内交通みなとバスの実績

令和6年度		令和5年			令和6年								
項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
運行	運行日数	15日	13日	15日	13日	15日	15日	16日	15日	13日	15日	16日	15日
	利用者数	111人	113人	85人	75人	92人	91人	86人	77人	75人	64人	111人	106人
	1日当たり	7.4人	8.7人	5.7人	5.8人	6.1人	6.1人	5.4人	5.1人	5.8人	4.3人	6.9人	7.1人

令和7年度		令和6年			令和7年								
項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
運行	運行日数	16日	16日	16日	14日	13日	17日	17日	15日	16日	16日	16日	16日
	利用者数	113人	99人	105人	75人	74人	111人	98人	71人	104人	100人	93人	96人
	1日当たり	7.1人	6.2人	6.6人	5.4人	5.7人	6.5人	5.8人	4.7人	6.5人	6.3人	5.8人	6.0人

令和8年度		令和7年			令和8年								
項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
運行	運行日数	17日	14日	16日	15日	15日	17日						
	利用者数	121人	85人	114人	87人	88人	106人						
	1日当たり	7.1人	6.1人	7.1人	5.8人	5.9人	6.2人						



※バス会計年度（10月～9月）で記載

中央病院・居合団地線の系統変更について

福島交通株式会社にて運行している中央病院・居合団地線の運行ルート及びバス停について、冬季運行の安全性確保及び効率的な運行ルート設定の観点から、下記のとおり令和8年10月より変更を行うものです。

なお、運行ルートの変更により、新たに運行系統を設定する形になることから、運賃協議分科会を併せて開催（書面）する予定です。

（1）運行ルートについて

中央病院・居合団地線の運行ルートを一部変更します。

変更した路線の図面については、12 ページ参照。

（2）バス停について

運行ルートの変更に伴い、旧ルート上に設置されていた船ヶ森停留所を廃止し、新ルート上に上居合停留所を新設します。

（3）【参考】運賃について

※ 運賃については別途開催する運賃協議分科会で協議することが定められていることから、議案の可否判断に影響を及ぼさないようご注意ください。

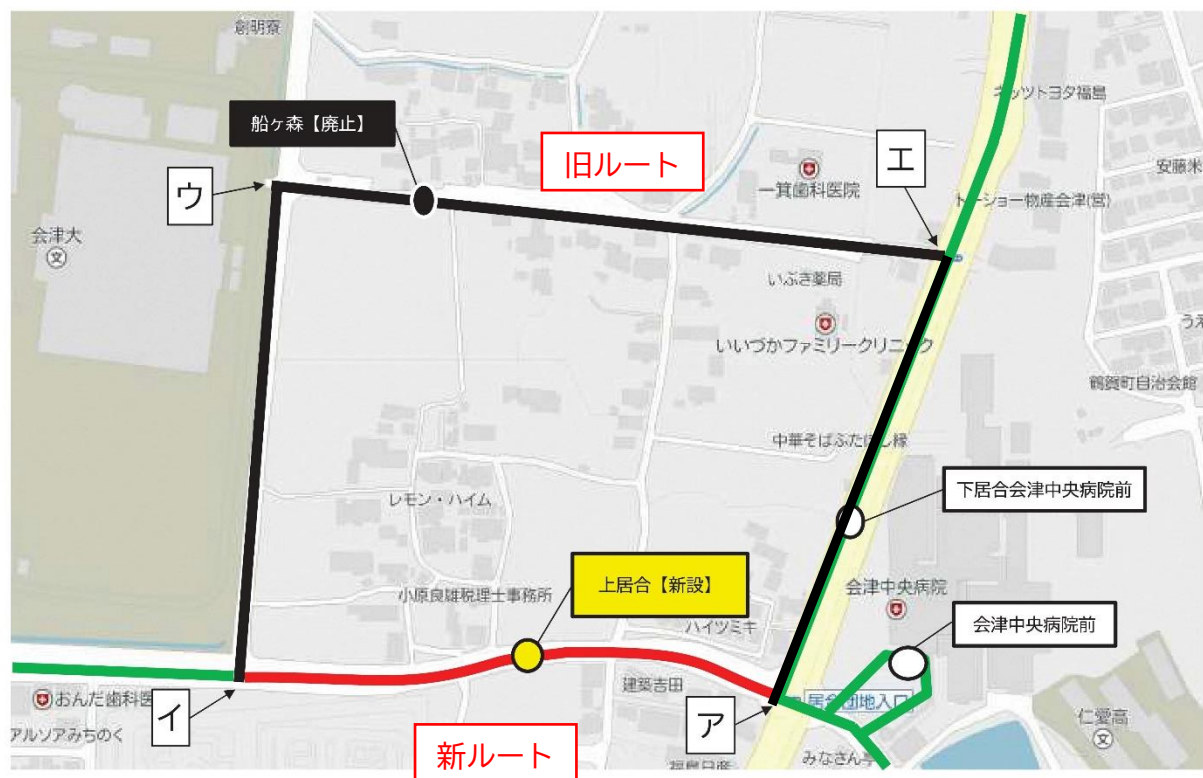
新たに設置した上居合停留所は廃止した船ヶ森停留所と同じ運賃となり、そのほかの運賃の変更はありません。

運賃新旧対象表については 15 ページ参照。

（4）変更の時期

令和8年10月1日

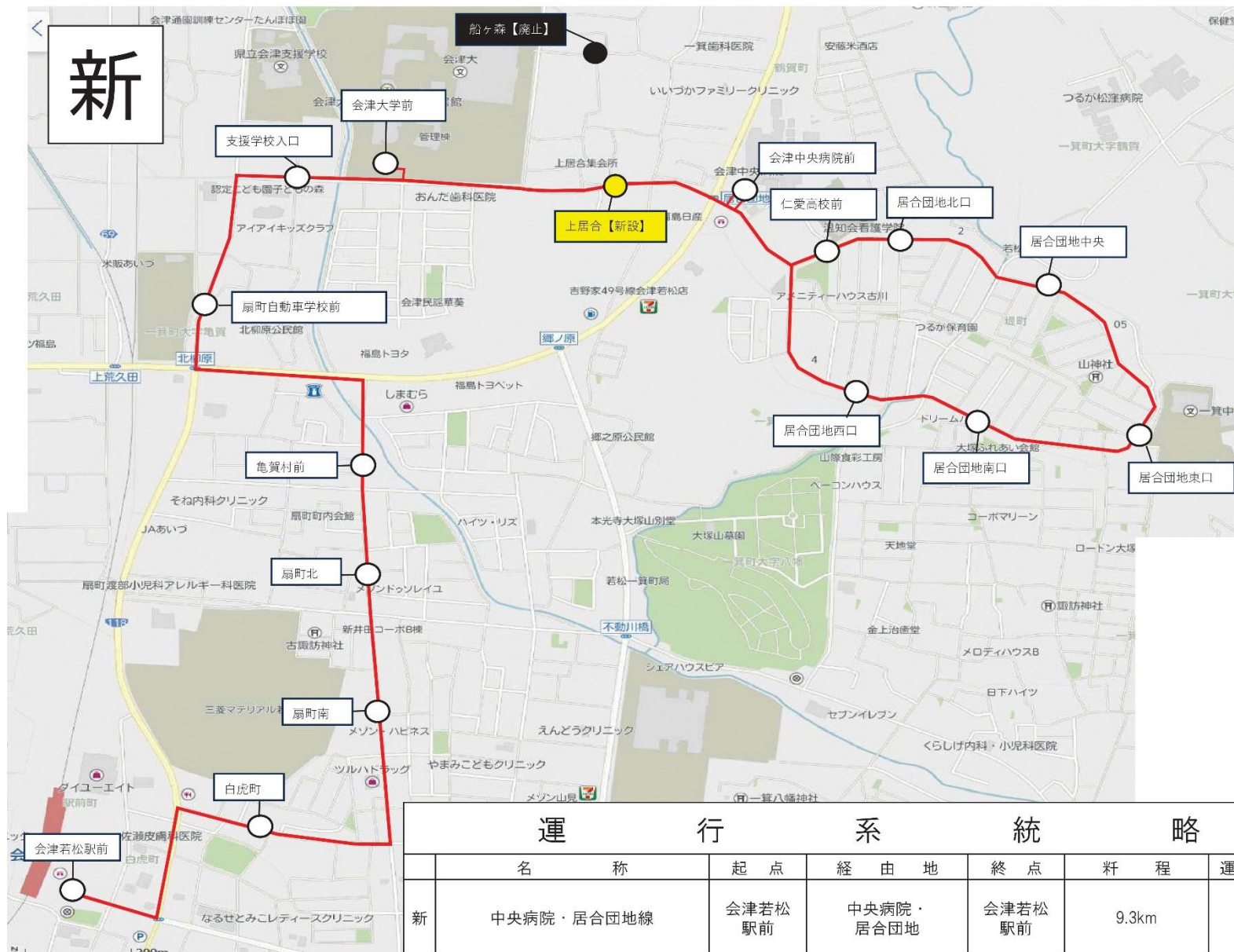
運行ルート変更及び停留所の廃止・新設について



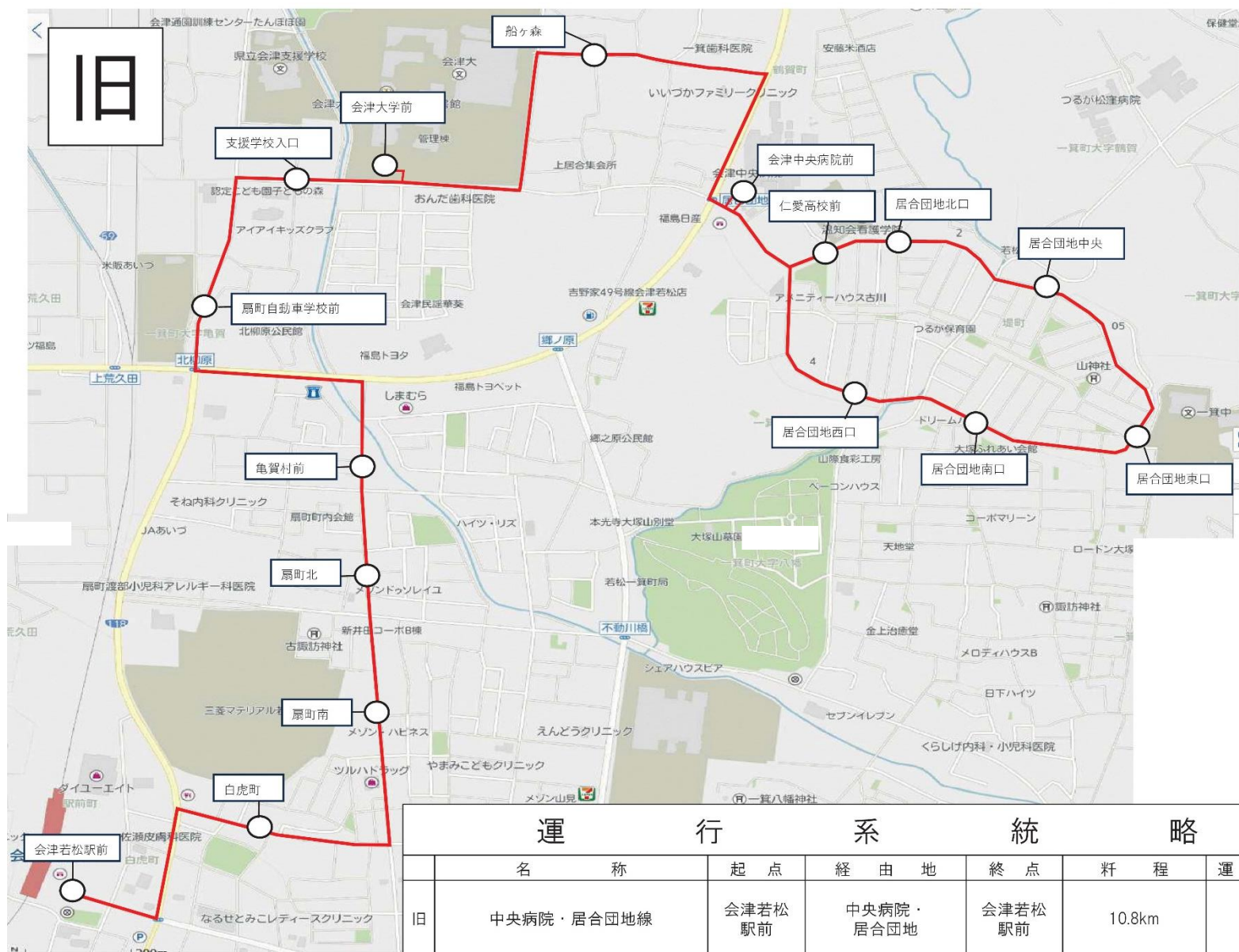
新 設 停 留 所 の 位 置 略 図	
上居合	下り 福島県会津若松市一箕町大字亀賀郷之原65-2先 上り 福島県会津若松市一箕町大字亀賀郷之原67-2先

路線図について

新



運 行 系 統 略 図							
	名 称	起 点	経 由 地	終 点	料 程	運 行 回 数	備 考
新	中央病院・居合団地線	会津若松駅前	中央病院・居合団地	会津若松駅前	9.3km	7回	○ 既設停留所 ● 新設停留所 ● 廃止停留所



運 行 系 統 略 図							
	名 称	起 点	経 由 地	終 点	料 程	運 行 回 数	備 考
旧	中央病院・居合団地線	会津若松駅前	中央病院・居合団地	会津若松駅前	10.8km	7回	○ 既設停留所

中央病院・居合団地線 運賃新旧対照表

単位:円

中央病院・居合団地線

運賃新旧対照表

単位:円

停留所

新運賃

旧運賃

会津若松駅前

白虎町

扇町南
扇町北

亀賀村前

扇町自動車学校前

支援学校入口
会津大学前

(新)上居合
(旧)船ヶ森

会津中央病院前

仁愛高校前～
居合団地西口

会津中央病院前

(新)上居合
(旧)船ヶ森

会津大学前
支援学校入口

扇町自動車学校前

亀賀村前

扇町北
扇町南

白虎町

会津若松駅前

200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

廃止されるバス停の1カ月の利用状況(令和 8 年4月～7月)

月	利用者数	船ヶ森（乗車）	乗車割合（％）	船ヶ森（降車）	降車割合（％）
R8.4月	2010	18	0.9	14	0.7
R8.5月	1752	14	0.8	14	0.8
R8.6月	1825	8	0.44	17	0.93
R8.7月	1891	11	0.58	18	0.95
計	7478	51	0.68	63	0.84

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)
(令和 6 年 11 月 27 日決裁)
(令和 7 年 4 月 21 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 交通会議は、第3条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、事務局を市の公共交通に関する事務を所管する課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第14条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。